

(別紙4)

- 「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成21年3月31日障障発第0331003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	改 正 前
<p>障障発第0331003号 平成21年3月31日 一部改正 障障発0330第3号 平成24年3月30日 <u>一部改正 障障発0329第7号</u> <u>平成25年3月29日</u></p> <p>各都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算 に関する事務処理手順例及び様式例の提示について</p> <p>リハビリテーションマネジメントは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害福祉サービスを担う専門職やその家族等が協働して、継続的な「サービスの質の管理」を通じて、適切なリハビリテーションを提供し、もって利用者の身体機能又は生活能力の向上や悪化の防止に資するものである。</p>	<p>障障発第0331003号 平成21年3月31日 一部改正 障障発0330第3号 平成24年3月30日</p> <p>各都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算 に関する事務処理手順例及び様式例の提示について</p> <p>リハビリテーションマネジメントは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害福祉サービスを担う専門職やその家族等が協働して、継続的な「サービスの質の管理」を通じて、適切なリハビリテーションを提供し、もって利用者の身体機能又は生活能力の向上や悪化の防止に資するものである。</p>

その促進を図るため、平成21年度より、リハビリテーションマネジメントを評価した「リハビリテーション加算」を創設することとしたところであり、その算定については、別途「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において示しているところであるが、今般、リハビリテーション加算の基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例を下記の通りお示しするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関にその周知を図られたい。

記

1～2 （略）
別紙 （略）

その促進を図るため、平成21年度より、リハビリテーションマネジメントを評価した「リハビリテーション加算」を創設することとしたところであり、その算定については、別途「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において示しているところであるが、今般、リハビリテーション加算の基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例を下記の通りお示しするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関にその周知を図られたい。

記

1～2 （略）
別紙 （略）